

【横浜花咲法律事務所 お受けできない事件】 R5.12.1～現在

当事務所では以下のご依頼はお断りさせていただいております。
あしからずご了承くださいますようお願いいたします。

- 1 相手を脅したい、反省させたい、謝罪させたいといったことが目的のご依頼
→私の目指す弁護士のあり方と異なるためです。
- 2 DV関係の事件のご依頼
→保護命令等、生命身体の危険が迫っている中でとっさの手続きが求められますが、個人事務所で十分な対応ができない可能性が高いためです。
- 3 加害者側であることに争いのない交通事故のご依頼
→ずっと被害者側で活動してきたためです。受任はできませんがアドバイスは可能です。
- 4 IT、ネット関係のご依頼
→とっさに動くための専門知識・経験がないためです。このようなジャンルに強い弁護士はネットで見つけることができます。
- 5 借金・債務整理関係のご依頼
→それなりに経験はしましたが、個人事務所では手が回らないと思い至りました。
- 6 顧問弁護士のご依頼
→個人事務所では手が回らないため、スポットでのご依頼をお受けするのみとさせていただいております。
- 7 反社会的勢力の方からのご依頼
- 8 外国法が関係するご依頼
- 9 その他
→事案の性質により、当事務所では力不足と感じた場合は、お断りさせていただくことがございます。悪しからずご了承ください。

以上